

○越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱

平成18年9月29日

告示第270号

改正 平成19年6月1日告示第199号

平成21年8月31日告示第245号

平成22年12月27日告示第387号

平成23年3月31日告示第99号

平成24年3月30日告示第124号

平成27年3月31日告示第106号

平成28年3月30日告示第125号

平成30年3月30日告示第133号

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存建築物の耐震化を促進し、震災時の建築物倒壊による被害の軽減を図るため、越谷市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内における木造一戸建て住宅及びマンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）の耐震改修に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象耐震改修)

第2条 補助の対象となる耐震改修は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満の木造一戸建て住宅に対し、当該総合評価が1.0以上になるように補強を行う一般耐震改修

(2) 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満の木造一戸建て住宅に対し、当該住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェ

ルター又は防災ベッドのいずれかの設置を行う簡易改修

(3) 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める改修を行うマンション耐震改修

ア 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造マンション 各階の構造耐震指標が0.6以上になるように行う耐震改修

イ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造マンション 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いと判断されるように補強を行う耐震改修

(耐震改修を行う者の要件)

第3条 前条第1号に規定する一般耐震改修（以下「一般耐震改修」という。）を行う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で、原則として市内に営業所を有するものとする。

2 前条第2号に規定する簡易耐震改修（以下「簡易耐震改修」という。）を行う者は、市長が別に指定する者とする。

3 前条第3号に規定するマンション耐震改修（以下「マンション耐震改修」という。）を行う者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 耐震改修に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる耐震改修の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 一般耐震改修及び簡易耐震改修 昭和56年5月31日以前に建築された木造在来工法2階建て以下の一戸建て住宅で、次の要件のいずれにも該当するものの所有者（個人に限る。）

ア 耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満であり、倒壊の危険性があると判断されていること。

イ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付による一般耐震改修又は簡易耐震改修が行われていないこと。

(2) マンション耐震改修 昭和56年5月31日以前に建築されたマンションで、次の要件のいずれにも該当するものの管理組合（集会においてマンション耐震改修の実施に係る決議がなされている管理組合に限る。）

ア 地階を除く階数が3以上であること。

イ 延べ面積が1,000平方メートル以上であること。

ウ 居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の5分の4以上であること。

エ 住戸の区分所有者の3分の2以上が現に居住していること。

2 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していることが明らかである住宅の所有者又はマンションの管理組合は、補助金の交付を受けることができない。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる耐震改修の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般耐震改修 一般耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額（100円未満切捨て）とし、400,000円を限度とする。

(2) 簡易耐震改修 簡易耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額（100円未満切捨て）とし、200,000円を限度とする。

(3) マンション耐震改修 マンション耐震改修に要した費用（当該改修のうち居住の用に供する部分の床面積の合計に1平方メートル当たり49,300円（免震工法等特殊な工法による場合は1平方メー

トル当たり 82,300円) を乗じて得た額を限度とする。) の 23パーセントに相当する額 (100円未満切捨て) とし、当該マンションの住戸の数に 200,000円 を乗じて得た額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を申請する者 (以下「申請者」という。) は、耐震改修を行う前に、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付申請書 (第 1 号様式) を市長に提出しなければならない。

2 一般耐震改修及び簡易耐震改修に係る申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断結果書
- (2) 耐震改修工事計画書
- (3) 耐震改修工事の見積書

3 マンション耐震改修に係る申請者は、第 1 項の申請書に前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書、固定資産評価証明書等のマンションの区分所有者及び建築年を証明することのできる書類
- (2) 住戸の区分所有者の 3 分の 2 以上が現に居住していることを確認することのできる書類
- (3) 管理組合の集会において耐震改修工事の決議がなされていることを証明することのできる書類
- (4) 耐震改修設計について公的機関等の判定の結果が記載された書類

4 市長は、申請者に対し、前 2 項に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の適合決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金の交付要件に適合すると認めるときは、越谷市既存建

建築物耐震改修補助金交付適合通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請内容の審査により、補助金の交付要件に適合しないと認めるときは、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付不適合通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付要件に適合すると認められた申請者（以下「補助対象者」という。）は、通知書を受け取ったときは、速やかに第3条に規定する耐震改修を行う者と当該耐震改修工事に係る工事請負契約を締結しなければならない。

（耐震改修の内容変更等）

第8条 補助対象者は、耐震改修の内容を変更するときは、越谷市既存建築物耐震改修内容変更届（第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 補助対象者は、耐震改修を取りやめるときは、越谷市既存建築物耐震改修取りやめ届（第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（耐震改修の完了報告）

第9条 補助対象者は、耐震改修が完了したときは、越谷市既存建築物耐震改修完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類（簡易耐震改修の場合にあっては、第2号に掲げるものを除く。）を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

- （1） 耐震改修工事施工箇所の写真
- （2） 耐震改修工事を行った建設業者の建設業許可書の写し
- （3） 耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し
- （4） 耐震改修工事費用内訳書

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容を審査するものとする。この場合において、市長は、審査のために必要と認

めるときは、市の建築主事等に耐震改修を行った住宅又はマンションの
実地検査を行わせることができるものとする。

3 市長は、前項の規定による報告内容の審査の結果、耐震改修が適正に
行われたと認めるときは、補助金の交付額を決定し、越谷市既存建築物
耐震改修補助金交付額決定通知書（第7号様式）により、補助対象者に
通知するものとする。

4 第2項の規定による報告内容の審査の結果、耐震改修が補助金の交付
要件に適合しないと認める場合については、第7条第2項の規定を準用
する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による申請内容の
審査」とあるのは「第2項の規定による報告内容の審査」と、「申請者」
とあるのは「補助対象者」と読み替えるものとする。

5 第3項の通知書を受け取った補助対象者は、請求書に当該通知書の写
しを添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

6 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助対象者
に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者が次に掲げる
各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返
還させることができる。

（1） 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

（平成24年度において実施する一般耐震改修に係る補助金に関する特

例)

- 2 平成24年度において実施する一般耐震改修に関する第5条第1項第1号アの規定の適用については、同号ア中「200,000円」とあるのは、「300,000円を限度とし、市長が定める額」とする。この場合において、第2号様式中

「ア 一般耐震改修 一般耐震改修に要した費用の23%に相当する額（200,000円を限度とする市長が定める額を限度）」

とあるのは、

「ア 一般耐震改修 一般耐震改修に要した費用の23%に相当する額（300,000円を限度とする市長が定める額を限度）」

とする。

附 則（平成19年告示第199号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第245号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成22年告示第387号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 3 年告示第 9 9 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 4 年告示第 1 2 4 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年告示第 1 0 6 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 1 号及び第 3 号の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた

申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年告示第 133 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 1 号の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。